

事業名	区分	事業種類	補助率・負担率 ()は離島*			採択基準	
			国	県	地元		
■ 水質保全対策事業		<p>[耕土流出防止型] 農用地及びその周辺の土地の土壤の流出を防止し、農村地域の環境保全に資することを目的として行う、次に掲げる事業</p> <p>①農用地又はその後背地からの流水を排水施設等に導く承水路・排水施設及び沈砂施設等の整備</p> <p>②農用地又はその周辺の土地の土壤の流出を防止するための法面保護、植生、勾配抑制、土層改良、暗渠排水等の土砂流出防止対策のための工事</p> <p>③既存の土砂流出防止施設の土砂捕捉能力及び維持管理作業の作業性、安全性等を向上するための軽微な変更</p> <p>④水質保全に係る営農対策に要する資材支援、管理体制整備に係る活動支援、新たな耕土流出防止技術開発への支援であって、次のア及びイを満たすもの。</p> <p>ア. 上記の①から③までのいずれかと併せて行うもの。</p> <p>イ. 上記の①から③までの費用の合計の5%以内とする。</p>	75	16 (18.5)	9 (6.5)	県営 75 11 14 (13.5) (11.5) 団体営	国頭マージ、島尻マージまたはジャーガル等に覆われた地帯であること。 県営: 対象農用地が20ha以上 団体営: 対象農用地が10ha以上
■ 集落基盤再編・整備事業							
1 集落基盤再編事業(旧村づくり交付金)			1.集落基盤再編事業	(共通事項)			
2 中山間地域総合整備事業			70	8 (10.5)	22 (19.5)	農業振興地域の整備に関する法律第6条第1項の規定に基づき指定された農業振興地域(これと一体的に整備することを相当とする農業振興地域以外の区域を含む)を対象としていること。	
1) 農業生産基盤整備事業		(1) 農業用排水施設整備 (2) 農道整備 (3) ほ場整備 (4) 農用地開発 (5) 農地防災 (6) 客土 (7) 暗渠排水 (8) 農用地の改良又は保全	「ほ場整備」「農用地開発」及び「農用地の改良又は保全」	70	14 (16.5)	16 (13.5)	1.集落基盤再編事業 集落の周辺地域における農業生産性の向上を図るために、農村集落基盤再編・整備事業計画に基づき、農業生産基盤整備及び農村生活環境の整備・再編を実施するもので、以下のいずれかに該当する事業とする。 ア.左記区分の1)に掲げる事業及び2)に掲げる事業を一括して実施する事業(ただし、左記区分の2)の(6)(9)に掲げる事業を除く。) イ.左記区分2)に掲げる事業のみを実施する事業(ただし、左記区分の2)の(6)(9)に掲げる事業を除く。) ウ.上記ア及びイと併せて左記区分3)による事業を実施する事業
2) 農村生活環境整備事業		(1) 農業集落道整備 (2) 営農飲食用水施設整備 (3) 農業集落排水施設整備 (4) 農業集落防災安全施設整備 (5) 用地整備 (6) 活性化施設整備 (7) 地域農業活動拠点施設整備 (8) 農業環境管理施設整備 (9) 交流施設基盤整備 (10) 情報基盤施設整備 (11) 市民農園等整備 (12) 生態系保全施設等整備 (13) 地域資源利活用施設整備 (14) 施設補強整備 (15) 施設環境整備 (16) 歴史的土地改良施設保全整備 (17) 施設集約整備 (18) 交換分合 (19) 集落土地基盤整備	2.中山間地域総合整備事業	75	7 (9.5)	18 (15.5)	2.中山間地域総合整備事業 農業生産条件等が不利な中山間地域において、事業計画に基づき、農業生産基盤及び農村環境等の整備・再編を実施するもの。 ①集落型事業 ア.一般型事業 左記区分1)及び2)3)等を一括して実施するもの イ.生産基盤型事業 左記区分1)のみを実施するもの ウ.生活環境型事業 左記区分1)及び3)のうち2つ以上の事業を実施するもの ②広域連携型事業 市町村全域から複数市町村までに及ぶ広域地域を対象として活性化を図るもの
3) 特認事業		特認					
■ 通作条件整備事業		<p>[一般農道整備事業]</p> <p>農道として造成された路線を対象として保全対策を実施する。</p>	一般地域 85 7.5 (10.0) 7.5 (5.0) 過疎地域(県営のみ) 85 15 0	《受益面積》 50ha以上(過疎等30ha以上) 《全幅員》 4.5m以上(過疎等4m以上)	【事業主体】 対策工事: 県又は市町村 点検診断: 県又は市町村 《受益面積》 50ha以上 《総事業費》 30百万円以上		

※ 沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号) 第3条第3項の規定に基づき指定された離島をいう。

事業名	区分	事業種類	補助率・負担率 ()は離島*			採択基準
			国	県	地元	
■ 農業集落排水事業		汚水・雨水を処理する施設または汚泥、処理水・雨水の循環利用を目的とした施設、及びこれに付帯する施設の整備	75	12.5 (15)	12.5 (10)	[新設] ・農業振興地域(これと一体的に整備することを相当とする農業振興地域以外の区域を含む。)であること。 ・ちゅら水プランで農業集落排水で汚水処理することを位置づけられたもの。 ・受益戸数が概ね10戸以上で末端の受益が2戸 ・処理対象人口は概ね1,000人程度に相当する規模以下 ・汚水には重金属等有害物質を含む恐れのある工場排水は含めない。 ・処理水・汚泥等の農地還元利用を目的としたもの。 [改築] ・「最適整備構想」が策定されており、改築に要する費用が200万円以上であって、以下のいずれかのもの。 ①適切な維持管理の下、供用開始後7年以上を経過し
■ 農村整備事業		[農業集落排水施設整備事業] 汚水・雨水を処理する施設または汚泥、処理水・雨水の循環利用を目的とした施設、及びこれに付帯する施設の整備	75	12.5 (15)	12.5 (10)	[共通] ・受益戸数が概ね10戸以上で末端の受益が2戸 ・農業集落排水施設の改築にあっては、「最適整備構想」及び「維持管理適正計画」が策定されており、改築に要する費用が200万円以上であるもの。 ・農業集落排水施設の整備又は改築にあっては、コスト縮減や経営改善に資するPFI等の民間活用、公営企業会計の適用を検討すること。 ・農業振興地域(これと一体的に整備することを相当とする農業振興地域以外の区域を含む。)であること。 [強靭化] ・次のいずれかをみたすもの ・定住人口は概ね500人以上であるもの ・浸水想定区域内にあるもの ・処理区内に防災拠点等となりうる公共施設等が存在するもの ・施設の再編・集約を行うもの [高度化] ・維持管理の効率化・適正化に向けた省エネルギー技
■ 農地環境整備事業		1. 農業生産基盤整備事業 (1) 区画整理事業 (2) 水田転換を行う事業 (3) 農業用排水施設整備事業 (4) 農地保全事業 (5) 農道整備事業 (6) 暗きよ排水事業 2. 保全管理等事業 (1) 高付加価値農業基盤整備事業 (2) 附帯事業 (3) 用地整備事業 (4) 市民農園等整備事業 (5) 生態系保全施設整備事業 (6) 遊水池整備事業 (7) 土地改良施設の撤去及び跡地整備 (8) 交換分合事業 3. 特認事業	75	12.5 (15)	12.5 (10)	[ほ場整備のみ] ①過疎地域自立促進特別措置法第2条第1項に規定する過疎地域または特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第2条第1項に規定する特定農山村地域、および前述に準じる地域で沖縄総合事務局長が特に必要と認める地域であること。 ②農業振興地域(これと一体的に整備することを相当とする農業振興地域以外の区域を含む)の区域であること。 ③今後とも営農の継続がみこまれるもの、耕作放棄地の増大のおそれがある地域であること。 ④事業実施区域の農地面積に対して、事業の受益地となる生産区域の農地面積の割合が概ね7割程度は確保できる見通しのこと。 ⑤事業を実施する生産区域における左記事業種類の(1)から(6)までに掲げる事業の受益面積の合計が概ね10ha以上であること。 ⑥事業の実施について、地元関係者の意欲が高いこと。

事業名	区分	事業種類	補助率・負担率 ()は離島*			採択基準	
			国	県	地元		
■ ため池等整備事業		農用地、農業用施設等の災害を防止するために行う次に掲げる工事				<ul style="list-style-type: none"> 受益面積が概ね20ha以上のもの。ただし、ため池並びにその附帯施設及び管理施設に係るものにあっては、概ね10ha以上のもの。 総事業費が概ね800万円以上のもの。 	
		(1) ため池等整備工事					
		① ため池整備工事 築造後における自然的・社会的状況の変化等に対応する場合又は人命、人家、公共施設等に被害を及ぼす災害の発生するおそれがある場合に、早急に整備をする農業用ため池(災害防止ダムを含む。以下同じ。)の新設若しくは変更又は新設と併せて行うため池の廃止及びこれらの附帯施設の整備	県営				
			80	11	9		
		(2) 土砂崩壊防止工事 風水害等によって土砂崩壊の危険の生じた箇所において農用地及び農業用施設の災害を防止するために行う土留石垣、擁壁、土砂だめ堰堤、水路等の新設又は変更。	県営			<ul style="list-style-type: none"> ① 受益面積が、5ha以上のもの。 (団体営は下限なし) ② 総事業費が、概ね800万円以上のもの 	
			80	11.5 (16)	8.5 (4)		
			団体営				
			80	8.5 (13.0)	11.5 (7.0)		
■ 農地保全整備事業							
		(1) 農地浸食防止工事 次に掲げる工事内容であること。					
		① 本工事 急傾斜地帯(土地の平均傾斜度が15度以上の地域をいう)又は特殊土壤地帯(浸食を受けやすい性状の土壤地帯をいう)における農用地の浸食崩壊を防止するため行う排水施設等の新設、改修又は風食、風害若しくは潮害を受けやすい地域における農用地の被害を防止するため行う	県営			[県営] 本工事部分の受益面積20ha以上	
			80	11 (16)	9 (4)	[団体営] 本工事及び排除工事にあっては、それぞれの受益が概ね10ha以上	
			団体営			(ただし、離島にあっては、本工事、関連工事、特殊農地保全整備工事の受益面積の合計が概ね10ha以上で、かつ本工事の受	
		② 関連工事 本工事と併せて行うことが技術的に適当と認められる次に掲げる工事 ア. 本工事に係る排水施設と連絡する等機能上密接な関連のある排水施設の新設又は改修 イ. 農道の新設又は改修 ウ. 農道の効用を兼ねる水路の新設又は	県営			受益面積5ha以上 (団体営は下限なし)	
			80	11 (16)	9 (4)		
			団体営				
		③ 排除工事 特殊土壤又はさんご、石れき等の排除を行う工事	80			団体営のみ	
			80	8 (13)	12 (7)		
		(2) 特殊農地保全整備工事 本工事及び関連工事の受益面積と、受益面積の概ね3分の2以上が重複するほ場整備・畑地かんがいを行う工事。	ほ場整備			農地侵食防止工事(排除工事を除く)と併せて行い、技術的・経済的に妥当と認められるもので、以下に定めるもの。	
			75	14.5 (16.5)	10.5 (8.5)		
			畑地かんがい			ア. ほ場整備 受益面積5ha以上(団体営は下限なし)	
			80	11 (15.5)	9 (4.5)	イ. 畑地かんがい	
■ 地すべり対策事業		地すべりを防止するための対策実施 ①抑制工 ②抑止工	60	40	0	地すべり等防止法第3条による指定区域において事業が実施できる。当該当地すべり防止区域の指定要件は、地すべり地域の面積5ha以上のもので、以下のどれかに該当するもの。 ①多量の土砂が渓流又は河川に流入して下流河川(ただし、準用河川以外の河川及びこれに準ずる規模の河川)に被害を及ぼす恐れのあるもの。 ②鉄道、都道府県道(指定都市の市道を含む)以上の道路又は迂回路のない市町村道、その他公共施設のうち重要なものに被害を及ぼす恐れのあるもの。 ③官公署、学校又は病院等の公共見物のうち重要な者に被害を及ぼす恐れのあるもの。 ④貯水量30,000m ³ 以上のため池もしくは関係面積100ha以上の用排水施設もしくは農道又は利用区域面積500ha以上の林道に被害を及ぼす恐れのあるもの。 ⑤人家10戸以上に被害を及ぼす恐れのあるもの。 ⑥農地10ha以上に被害を及ぼす恐れのあるもの。 (農地5ha以上10ha未満であって当該地域の存する人家の被害を合わせて考慮し、それが農地10ha以上の被害に相当する者と認められるものを含む。)	

※ 沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号) 第3条第3項の規定に基づき指定された離島をいう。

事業名	区分	事業種類	補助率・負担率 ()は離島*			採択基準																																							
			国	県	地元																																								
■ 海岸保全施設整備事業																																													
		[高潮・侵食] 海水による侵食又は高潮及び波浪等による被害を防止するための堤防、樋門等の新設及び改修、防風林の設置	90	10	0	海岸法第3条による海岸保全区域において、事業を実施するもの。 ・防護面積が5ha/km以上または防護人口が50人/km以上 ・総事業費5,000万円以上																																							
		[海岸耐震対策] 地震発生に伴う堤防・護岸等の防護機能低下による浸水被害を防止し、もって人命や資産の防護を図ることを目的として海岸管理者が地域の実状に応じて緊急的に実施する。	90	10	0	・朔望平均満潮位以下の防護区域を有し、甚大な浸水被害のおそれがあり、緊急的な対策を要する海岸 ・大規模地震が想定される地域において、甚大な浸水被害の恐れがあり、緊急的な対策を要する海岸 ・県が実施するものは、総事業費5,000万円以上																																							
		[海岸堤防等老朽化対策] 老朽化により海岸保全施設の機能が著しく低下し、甚大な被害が発生するおそれがある海岸において、海岸堤防、護岸等に係る老朽化調査、老朽化対策計画の策定、計画に基づく対策工事を一体的に推進する。	90	10	0	・海岸保全施設の管理が適切に実地されていること。 ・機能強化を計画的に行う老朽化対策が必要な海岸保全施設であること。 ・県が実施するものは、総事業費5,000万円以上																																							
■ 土地改良施設突発事故復旧事業		土地改良施設について、突発事故により機能の低下又は喪失が生じた場合における機能回復を行う。	<table border="1"> <tr> <td>県営</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>80</td><td>13</td><td>7</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td>団体営</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>80</td><td>9</td><td>11</td> </tr> </table>			県営			80	13	7	団体営			80	9	11	・土地改良施設の末端支配面積(当該施設の利益を受ける農用地の面積をいう。)10ha以上かつ復旧事業費200万円/箇所以上 ・機能保全計画等を定めた上で、計画に基づいた対策の実施や施設監視の適切な実施を行っているもの。																											
県営																																													
80	13	7																																											
団体営																																													
80	9	11																																											
■ 農業基盤整備促進事業		(1) 農業用排水施設 農業用排水(営農用水を含む。)施設の新設、廃止又は変更 (2) 暗渠排水 暗渠の新設又は変更 (3) 土層改良 客土、混層耕、除礫、心土破碎及び土壤改良 (4) 区画整理 農用地の区画形質の変更 (5) 農作業道等 農作業道・進入路等の新設、変更 (6) 農用地の保全 (1)~(5)以外の農用地の改良又は保全のために必要な事業 (7) 調査・調整 権利関係、農家意向、農地集積、基盤整備等に関する調査・調整活動 (8) 指導 事業実施に関する技術的な指導・助言活動、施工実態の把握、外部監査等	<table border="1"> <tr> <td>県営</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>80</td><td>12.5</td><td>7.5</td> </tr> <tr> <td></td><td>(17.5)</td><td>(2.5)</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td>団体営</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>80</td><td>6</td><td>14.0</td> </tr> <tr> <td></td><td>(11)</td><td>(9)</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td>土地改良法に基づく事業(法事業)について</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td>県営</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>80</td><td>13</td><td>7</td> </tr> <tr> <td></td><td>(17.5)</td><td>(2.5)</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td>団体営</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>80</td><td>6.5</td><td>13.5</td> </tr> <tr> <td></td><td>(11.5)</td><td>(8.5)</td> </tr> </table>			県営			80	12.5	7.5		(17.5)	(2.5)	団体営			80	6	14.0		(11)	(9)	土地改良法に基づく事業(法事業)について			県営			80	13	7		(17.5)	(2.5)	団体営			80	6.5	13.5		(11.5)	(8.5)	[補助金事業]次の①~⑤に掲げるすべての要件を満たすものとする。 [交付金事業]次の①~④に掲げるすべての要件を満たすものとする。 ①事業実施区域は、農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第8条第2項1号の農用地区域内であること。ただし、農用地区域及び農用地区域以外の区域との一體的な換地により土地利用の秩序化を行い、当該農用地区域以外の区域において公共用地の創設を行う場合等、農用地区域以外の区域を事業実施区域とする必要がある場合には、必要な限度において、当該区域を事業の実施区域とすることができる。 ②農業基盤整備計画を策定していること。 ③1地区当たりの事業費の合計が200万円以上 ④1地区当たりの受益者数が、農業者が2者以上 ⑤1地区当たりの受益面積が5ha以上(H28年度より追加)
県営																																													
80	12.5	7.5																																											
	(17.5)	(2.5)																																											
団体営																																													
80	6	14.0																																											
	(11)	(9)																																											
土地改良法に基づく事業(法事業)について																																													
県営																																													
80	13	7																																											
	(17.5)	(2.5)																																											
団体営																																													
80	6.5	13.5																																											
	(11.5)	(8.5)																																											
■ 農地耕作条件改善事業		(1) 農業用排水施設 農業用排水(営農用水を含む。)施設の新設、廃止又は変更 (2) 暗渠排水 暗渠の新設又は変更 (3) 土層改良 客土、混層耕、除礫、心土破碎及び土壤改良 (4) 区画整理 農用地の区画形質の変更 (5) 農作業道等 農作業道・進入路等の新設、変更 (6) 農地造成 農用地の造成 (7) 農用地の保全 (1)~(6)以外の農用地の改良又は保全のために必要な事業 (8) 営農環境整備支援 用地造成、営農飲食用水施設・安全施設・農作物被害防止施設の整備、耕作放棄地解消、発生防止のための簡易な整備 (9) 管理省力化支援 水管省力化、維持管理労力省力化 (10) 品質向上支援 導入作物に応じた支援、情報化施工の活用 (11) 条件改善促進支援 土地利用調整・農用地の利用集積の推進等に関する指導、地形図作成、農用地等集団化、高付加価値農業施設移転等、農業機械維持補修	<table border="1"> <tr> <td>県営</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>80</td><td>12.5</td><td>7.5</td> </tr> <tr> <td></td><td>(17.5)</td><td>(2.5)</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td>団体営</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>80</td><td>6</td><td>14</td> </tr> <tr> <td></td><td>(11)</td><td>(9)</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td>土地改良法に基づく事業(法事業)について</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td>県営</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>80</td><td>13</td><td>7</td> </tr> <tr> <td></td><td>(17.5)</td><td>(2.5)</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td>団体営</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>80</td><td>6.5</td><td>13.5</td> </tr> <tr> <td></td><td>(11.5)</td><td>(8.5)</td> </tr> </table>			県営			80	12.5	7.5		(17.5)	(2.5)	団体営			80	6	14		(11)	(9)	土地改良法に基づく事業(法事業)について			県営			80	13	7		(17.5)	(2.5)	団体営			80	6.5	13.5		(11.5)	(8.5)	次の①~④に掲げるすべての要件を満たすものとする。 ①事業実施区域は、農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第8条第2項1号の農用地区域内のうち、農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第8条第2項第1号に規定する農地中間管理事業を重点的に実施する区域又は当該区域に指定される見込みのある区域(以下「重点実施区域等」という。)であるものとする。ただし、必要な場合は、当該重点実施区域等以外の区域を事業の実施区域とすることができる。 ②農地中間管理機構との連携概要を策定していること。 ③地域内農地集積促進計画を作成していること。 ④農地耕作条件改善計画を作成していること。 ⑤1地区当たりの事業費(ハード事業)の合計が200万円以上となること。 ※ハード事業:事業種類(1)~(8) ⑥1地区当たりの受益者数が、農業者が2者以上であること。
県営																																													
80	12.5	7.5																																											
	(17.5)	(2.5)																																											
団体営																																													
80	6	14																																											
	(11)	(9)																																											
土地改良法に基づく事業(法事業)について																																													
県営																																													
80	13	7																																											
	(17.5)	(2.5)																																											
団体営																																													
80	6.5	13.5																																											
	(11.5)	(8.5)																																											